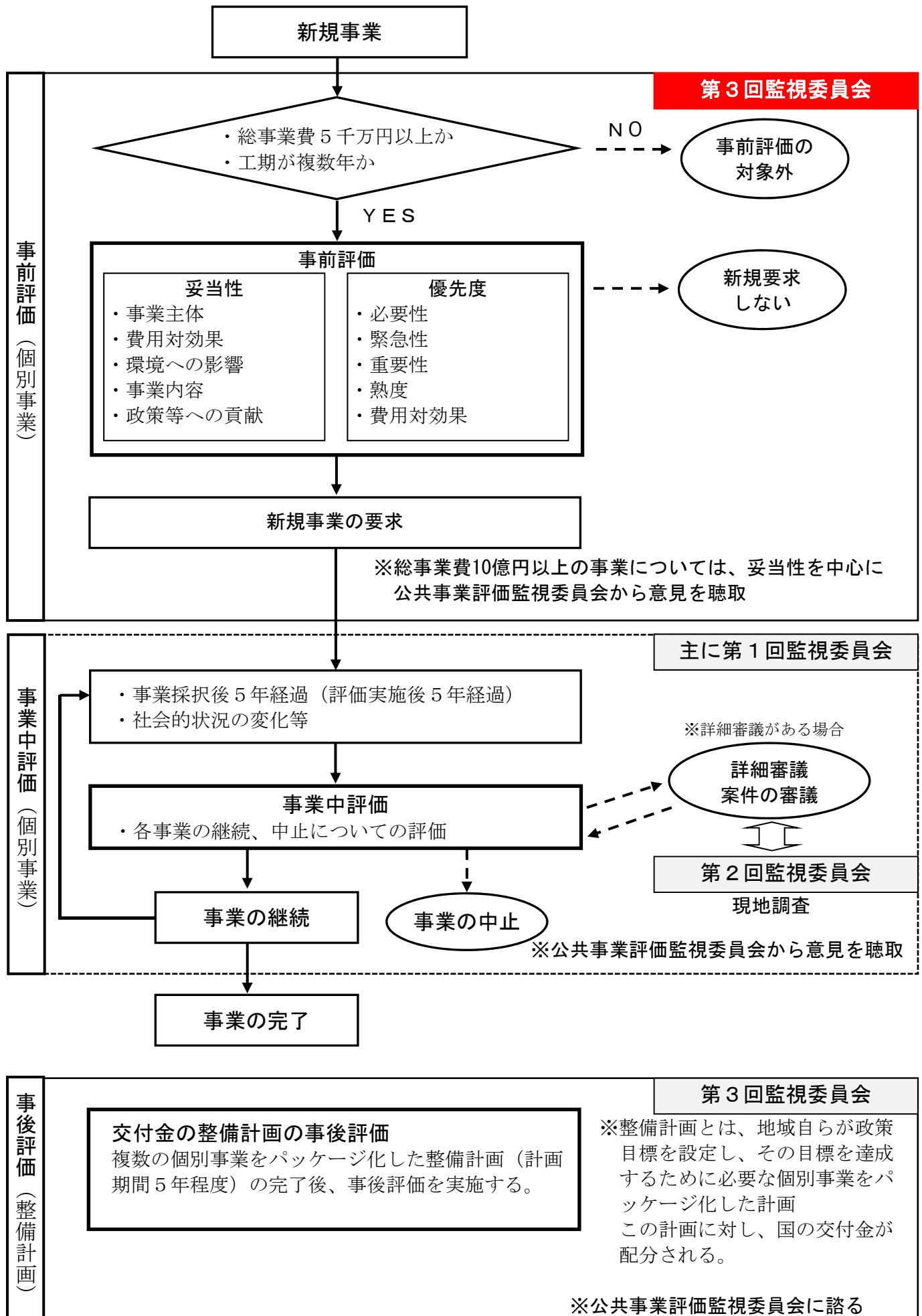


事前評価の概要

- 公共事業評価の流れ
- 事前評価 案件表
- 事前評価の視点

公共事業評価の流れ



令和 6 年度 第 3 回公共事業評価監視委員会
事前評価 案件票

事業種別	県 (県土 整備部)	県 (農林 水産部)	市町村	合計
＜県土整備部＞	1	0	0	1
街路整備事業				0
道路事業(改築)	1			1
道路事業(交通安全)				0
河川改修事業				0
海岸侵食対策事業				0
土砂災害対策事業(砂防)				0
土砂災害対策事業(地すべり)				0
土砂災害対策事業(急傾斜)				0
＜農林水産部＞	0	7	0	7
防災減災事業		1		1
農地整備事業		6		6
水産基盤整備事業				0
林道事業				0
合 計	1	7	0	8

事前評価の視点

評価項目	評価の視点	備 考
実施主体	・ 県が実施することの妥当性を評価 ・ 法令等で実施主体が県であることが定められている場合は、その法令・趣旨等を整理し、理由を説明	
必要性 重要性 緊急性	・ 現状や課題、問題点を明らかにし、対象事業により解決できるかを評価 ・ 事業実施が急務となる理由、事故や自然災害等のリスクに基づく必要性等を評価	
費用対効果	・ 費用以上の効果が期待できるよう設計されているかを評価	評価手法が確立していない事業（局所的な防災対策事業など）については、算定しない
環境への影響	・ 懸念される環境への影響に対して、予め適切な対処が講じられるよう計画されているかを評価	
政策等への貢献	・ 他の事業との連携効果や不便益の軽減が期待できる事業であるか、また、山形県の総合計画に貢献し得る事業であるかを評価	